

「多子世帯の大学等授業料等無償化」の要件とアルバイト収入の関係について

令和7年度から開始された「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまでアルバイト等の年収が103万円以下の方が、多子世帯の子供としてカウントされていたところ、いわゆる「103万円の壁」を見直す令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代(19歳以上23歳未満)の方については、年収160万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントされることとなりました(令和7年7月31日付文部科学省通知)。

詳細は、[文部科学省資料](#)をご参照ください。

なお、本改正は、令和8年10月分の判定から適用されます。

(当該月分の判定は、令和7年1月から12月分の収入状況等に基づき行われます。)